

富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置  
事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富士宮市富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成27年富士宮市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(届出)

第3条 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業区域及びその周辺の状況
- (2) 住民等への説明状況の報告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第9条第1項の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業届出書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業区域等状況調書（第3号様式）
- (3) 自治会説明会報告書（第4号様式）
- (4) 近隣関係者説明報告書（第5号様式）
- (5) 別表に定める図書

3 条例第9条第2項の規定による変更の届出は、再生可能エネルギー発電事業変更届出書（第6号様式）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して行うものとする。

4 事業者は、前2項の届出について正副2通を作成し、市長に提出しなければならない。

(同意の申請等)

第4条 条例第9条第3項の規定により同意を得ようとする事業者は、

条例第9条第1項に規定する期限までに、再生可能エネルギー発電事業同意（変更）申請書兼確約書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、同意の可否を決定し、再生可能エネルギー発電事業同意通知書（第8号様式）又は再生可能エネルギー発電事業不同意通知書（第9号様式）により当該事業者に通知するものとする。

（抑制区域内における規則で定める区域等）

第5条 条例第10条第1項の抑制区域内の規則で定める区域は、富士宮市総合計画（富士宮市議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第1号）第2条の市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想をいう。）で定めた土地利用構想図の自然保全地域、環境緑地地域、防災・水資源保全地域及び農業地域並びに市長が別に定める富士山景観重点地域以外とする。

- 2 前項に規定する区域内において新たに事業を施行しようとする場合は、既設の事業又は計画中の事業区域から1キロメートル以上の間隔を有するものとする。

（事業内容等の軽微な変更）

第6条 条例第10条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域の面積及び再生可能エネルギー発電設備の高さの縮小
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの

（身分証明書）

第7条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第10号様式）によるものとする。

（指導、助言又は勧告）

第8条 条例第12条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書（第11号様式）によるものとする。

- 2 条例第12条第2項の規定による勧告は、勧告書（第12号様式）によるものとする。

(公表)

第9条 条例第13条第1項の規定による公表は、富士宮市公告式条例(昭和30年富士宮市条例第4号)に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会)

第10条 条例第13条第2項の規定による意見を述べる機会の付与は、意見を述べる機会の付与通知書(第13号様式)によるものとする。

2 事業者は、条例第13条第2項の規定により意見を述べようとするときは、公表に関する意見書(第14号様式)によるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、編入前の芝川町の区域における第5条の規定の適用については、次期国土利用計画富士宮市計画策定に係る調査によるものとする。